

不整地運搬車運転技能講習 ご案内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第78号）登録有効期間 2029年3月30日
建設業労働災害防止協会 青森県支部
（略称：建災防）

労働安全衛生法第61条（就業制限）の規定により、最大積載量1t以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ運転の業務に就くことができないことになっております。

* 不整地運搬車は、不整地・傾斜地・軟弱地・狭い場所での土砂や資材の運搬作業車として幅広く使用されている運搬車です。



1. 開催日時、会場及び定員等

日 時 : 令和8年9月28日（月）～ 9月29日（火）

1日目 学科 8:25～17:40

2日目 実技 7:55～14:00

会 場 : 1日目 建設会館4階「大会議室」

十和田市西十三番町4-10

2日目 実技教習所（十和田市大窪企業団地内）十和田市大字伝法寺字大窪2-38

定 員 : 40名

締 切 り : 9月16日（水）までにお申込みください。

締切り日以前でも定員に達した場合、受付を終了いたします。

2. 受講料

区 分	講習科目 (次頁3.講習 科目参照)	合 計 (消費税込み)	内 訳	
			受講料	テキスト代
受 講 資 格	(1) 建設機械施工管理技術検定	会 員 30,815 円 非会員 31,035 円	29,000 円	会 員 1,815 円 非会員 2,035 円
	(2) 大型特殊自動車免許を有する者			
	(3) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、3t未満の車両系建設機械（整地等）の業務若しくは、車両系建設機械（解体用）の運転業務又は、1t未満の不整地運搬車の運転業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者			
	(4) 車両系（整地・運搬等）運転技能講習又は、車両系（解体用）運転技能講習修了者			

※ テキストは講習当日にお渡しします。

3. 講習科目及び時間

	講習科目名	時間
1 日目	① 荷の運搬に関する知識	4 時間
	② 運転に必要な力学に関する知識	2 時間
	③ 関係法令	1 時間
2 日目	④ 荷の運搬	4 時間
計		11 時間
修了試験 学科		1 時間
実技		1 時間

修了試験を合格した者には、1 週間程で青森県支部より、簡易書留にて修了証を送付いたします。

4. 受講資格

申込書に有資格証（写）を添付していただきます。

当日の申告は認められませんので、必ず申込み時にお願いたします。

- (1) 建設業法施行令に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で、第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は 2 級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件に定められた第 2 種から第 6 種までの種別に合格した者
- (2) 大型特殊自動車免許を有する者
- (3) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、機体重量 3 t 以上若しくは 3 t 未満の（令別表第 7 第 1 号・整地・運搬・積込み用機械、第 2 号・掘削用機械、第 6 号・解体用機械）に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務、又は最大積載量が 1 t 以上若しくは 1 t 未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に、3 ヶ月以上従事した経験を有する者
- (4) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了（修了証取得）した者

5. 申込方法（実施分会へ）

人数が少ないと延期または中止になる場合もあります。

郵送にてお申込みされる場合は受付が終了していないか電話で確認をお願いいたします。

(1) 提出書類

下記の書類等を郵送または窓口にて、ご提出ください。（FAX 不可）

受講申込書	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページより印刷し、必要事項をご記入ください。・ 旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付ください。 （例：現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票）
写真 1 枚	<ul style="list-style-type: none">・ 胸上タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影した背景無地・無帽・正面・上三分身のものを申込書に貼付けてください。
添付書類 （上記 4. 受講資格参照）	<ul style="list-style-type: none">・ <u>必ず有資格証（写）又は修了証等（写）を申込書の裏面に貼付けてください。</u> <p>※マイナ免許証の場合は、免許情報記録確認書（写）を添付ください。</p>

(2) 受講料

前納制になります。窓口か、現金書留・振込にて納付ください。

	支 払 先
窓 口	建設業労働災害防止協会 上北分会
現金書留	支払の際は、お釣りの無いようお願いいたします。
振 込	青森みちのく銀行 十和田中央支店 普通 1402552 クサホウ コウダンチョウ 建災防 講師団長 銀行発行の振込明細書(振込票)をもって領収書に代えさせていただきます。 ※インボイス領収書が必要な方は事前にご連絡下さい。

申込完了後、「受講票」を FAX またはメールいたします。

FAX が無い方はメールでお送りいたしますので、申込書へアドレスをご記入ください。

領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

6. 注意事項

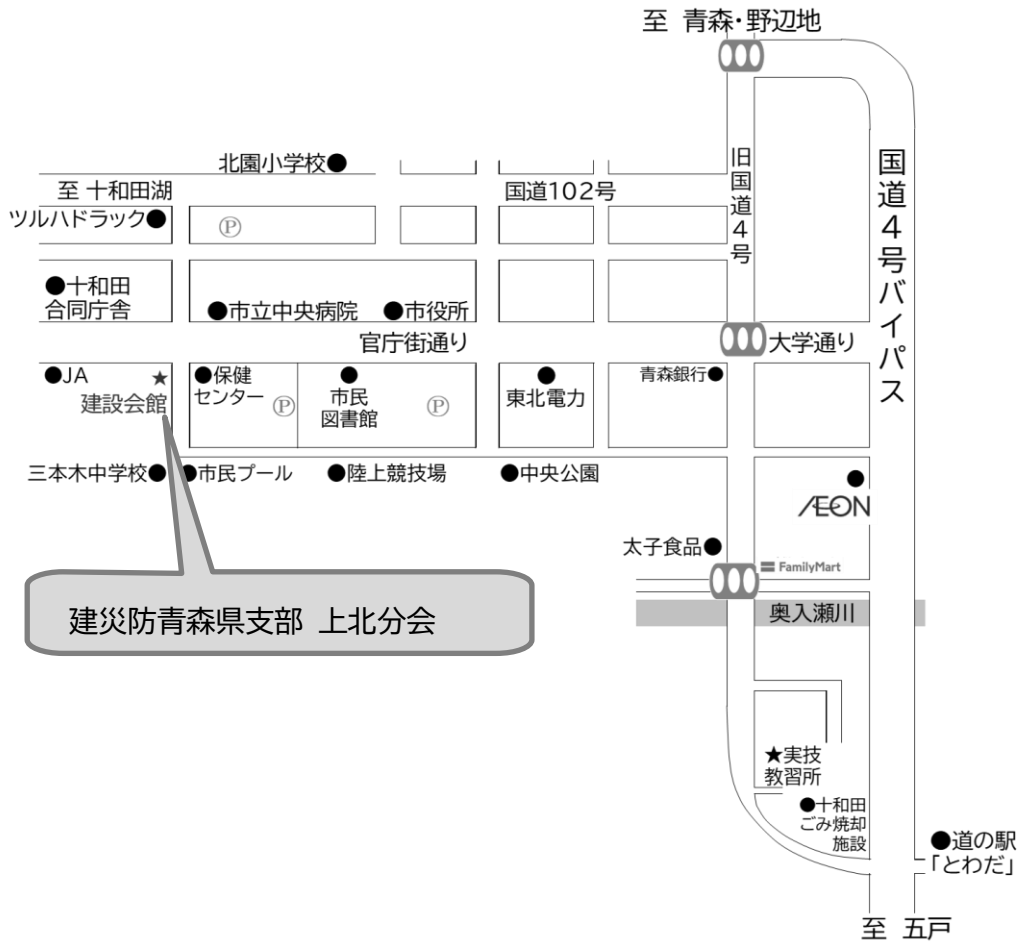
- (1) 講習の日時及び会場は、お間違いのないようご注意ください。
- (2) 講習開催日の1週間前以降のキャンセル及び欠席の場合は、返金できません。
連絡も無く欠席した場合は、テキストの送付もできませんのでご了承ください。
- (3) 受講当日、会場受付にて本人確認をいたします。「受講票」と一緒に、身分証明書の原本
(運転免許証、マイナンバーカード等)をご提示ください。
- (4) 業務規程により受講時間が定められており時間厳守といたします。
遅刻・途中退席された方は修了試験を受けることができません。
- (5) 携帯電話による通話及び操作は休憩時をお願いいたします。
- (6) 実技は、安全帽(ヘルメット)・軍手(手袋)・長めの安全靴(裾が入る程度)か長靴(スニーカー等短靴不可)を各自ご用意ください。テキストも忘れずご持参ください。
安全帽は、実技教習所でも貸出しております。
- (7) 筆記用具(鉛筆又はシャープペン、消しゴム、マーカー等)は各自ご用意ください。

7. お問い合わせ・申込先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 上北分会

〒034-0081 十和田市西十三番町 4-10 建設会館 1F

TEL 0176-23-6141 FAX 0176-20-1174



8. 実技場地図

◆建災防青森県支部 実技教習所

〒034-0051 十和田市大字伝法寺字大窪 2-38 (大窪企業団地内)

